**平成２５年（フ）第１８１号**
兵庫県伊丹市山田３丁目10番50号白井文化２階南端、前住所兵庫県伊丹市昆陽泉町６丁目９番53号
債務者　井上　康嗣
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２５年（フ）第１９０号**
兵庫県宝塚市小浜５丁目９番３―106号、前住所兵庫県宝塚市川面４丁目11番５号　岡田ハイツⅡ104
債務者　本岡　好信
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２５年（フ）第１９１号**
兵庫県宝塚市小浜５丁目９番３―106号、前住所兵庫県宝塚市川面４丁目11番５号　岡田ハイツⅡ104
債務者　本岡富士恵
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

**平成２５年（フ）第４００号**
兵庫県尼崎市田能４丁目11番41―105号
債務者　駒木　惠子
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第４３２号**
兵庫県西宮市西宮浜４丁目４番６―912号
債務者　坂田　幸司
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第４３６号**
兵庫県尼崎市東園田町２丁目138番地の１栄紀ハイツ103、前住所兵庫県尼崎市東園田町５丁目62番地の２
債務者　佐久川加織
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２５年（フ）第３７号**
島根県邑智郡美郷町亀村60―１、住民票上の住所島根県邑智郡美郷町亀村61番地２
債務者　中田　正司
1　決定年月日時　平成25年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
松江地方裁判所浜田支部

**平成２５年（フ）第３８号**
島根県浜田市金城町七条イ940番地18　２―301
債務者　近重　将志
1　決定年月日時　平成25年８月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
松江地方裁判所浜田支部

**平成２５年（フ）第３４２号**
北九州市小倉南区津田２丁目６番３号
債務者　金丸　　明
1　決定年月日時　平成25年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第４９４号**
北九州市小倉北区三郎丸１丁目10番４―307号
債務者　宮下　寛典
1　決定年月日時　平成25年８月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第５３０号**
神戸市長田区六番町６丁目４番地の７　レオパレス神港102号、従前の住所神戸市北区ひよどり台１丁目６番地　124棟204号
債務者　松田　　啓
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第５８１号**
神戸市北区有野台５丁目１番B18棟206号
債務者　河村日出子
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第５９０号**
神戸市東灘区御影本町６丁目10番７―407号、従前の住所神戸市東灘区魚崎北町１丁目６番12号　パルティール甲南402号
債務者　山下　俊介
1　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

**平成２５年（フ）第２０号**
兵庫県篠山市今田町黒石691番地
債務者　藤田　祐子
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

**平成２５年（フ）第２１号**
兵庫県丹波市柏原町小南271番地１　キャロットハウスＡ号
債務者　上田　慶一
1　決定年月日時　平成25年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

**平成２５年（フ）第８号**
長崎県対馬市美津島町鴨居瀬355番地２、前住所愛知県豊橋市二川町字東向山22番地６203
債務者　藏屋徳也こと　中島　徳也
1　決定年月日時　平成25年８月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月１日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係